

J R東海労幹関西地「申」第15号
2018年11月16日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 松 寄 道 洋 殿

J R東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 畑 野 浩 孝

「会社の杜撰な管理による超勤過払い」等に関する申し入れ

11月5日、関西支社より大阪第一運輸所及び大阪第二運輸所所属の4名の東海労組員に対して、会社の超勤過払いによる「戻入」が発生したことが判明した。

今回の「戻入」問題は、東海労組員が7月の給与明細にて、超勤手当の支給金額が多いことに気づき、会社に調査依頼していた。

当該組員が調査依頼後、約3ヶ月経過した11月5日に会社からの回答があったが、特に大阪第二運輸所の乗務員に対して、今年6月に発生した大阪北部地震における勤務処理において、本来支払わなくていいはずの超勤過払いが多数発生している。

また、会社は、過去2年間の勤務処理調査を行い、他の勤務処理でも間違いが発生していることも判った。

今回の問題は、ただ単に勤務処理の間違いだけで済まされるものではなく、各種手当等含む給与支払いは、会社との信頼性によって成り立つものであり社員の普段の生活設計上においても、あってはならない非常に重大な問題である。

今回の事態に対し、会社の責任に於いて事実経過を含めた社員への謝罪を掲示等で周知し、今後二度と起こさないためにあらゆる対策を追求する必要があると考える。

よって以下のように申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 大阪第一運輸所及び大阪第二運輸所において、誤った勤務処理を発生させ職場を混乱させた責任は会社にある。超勤過払いに至った経緯を全社員に説明し、各所長名毎に掲示で謝罪し再徹底すること。
2. 大阪第一運輸所及び大阪第二運輸所で発生した超勤過払いに至った原因と今後の対策を明らかにすること。
3. 大阪第一運輸所及び大阪第二運輸所以外の職場で同様の誤った勤務処理が発生していないか全社的に調査を行ったのか明らかにすること。調査したとするなら、過去2年間の勤務処理調査結果を全て詳細に明らかにすること。

4. 大阪第一運輸所及び大阪第二運輸所において、過払い該当者に戻入の内訳（超勤処理・特勤手当）を書面で詳細に明らかにし、本人が納得出来る説明をすること。
5. 大阪第二運輸所において、期限（11月8日迄）をきり戻入判断を強要している事実がある。今回の事態は会社に責任があり、戻入判断を期限をきって強要することは絶対にあってはならない。会社の見解を明らかにすること。
6. 大阪第一運輸所及び大阪第二運輸所において、戻入が発生した社員に対して該当者全員が納得し、承諾した上で戻入を開始すること。
7. 大阪第二運輸所総務科における6月分「超過勤務整理簿」において、超勤実績表に明記されていない架空の超勤が過払いとして処理されている。何故、そのような勤務処理を行ったのか、事実に基づいて明らかにすること。
9. 大阪第二運輸所において、戻入が発生した社員に対する対応に違い（職場別室で所長や担当者が直接謝罪した社員と立ち話し程度の社員）があった。会社の見解を明らかにすること。
10. 会社は、今回「担当者的入力ミスがあった」と言っているが、二重、三重のチェックは必須と考える。管理者によるチェック機能は果たされていたのか明らかにすること。また、管理者によるチェック機能の最終責任はどこになるのか明らかにすること。
11. 大阪第一運輸所及び大阪第二運輸所において、労働時間の管理に重大な過失があったと言える。所轄の労基署、地方の厚労省（調査必要）への届出を行なったのか明らかにすること。
12. 通勤障害時における会社への提出書類は、存在するのか明らかにすること。
13. 6月18日、大阪北部地震当日、大阪第二運輸所運転科から「休暇等申請書」提出を求められた社員がいたが、その目的と根拠を明らかにすること。
14. 「休暇等申請書」提出した場合と、しなかった場合の勤務処理の違いは何か明らかにすること。
15. 過去2年間の勤務処理調査結果、超勤過払い（総数・総額・高額支払い金額）及び超勤過不足（総数・総額・高額支払い金額）を全て明らかにすること。
16. 超勤過払い対象者の戻入に対し、「一括払い」・「分割払い」への税金に関する処遇を明らかにすること。

17. 超勤過払い対象者の戻入に対し、高齢者雇用継続給付金の支給金額に関する処遇を明らかにすること。
18. 竹本組合員の、6月18日当日の勤務はB406行路（出勤時刻10時00分・退出時刻11時02分）であった。大阪北部地震による勤務認証は障害休暇であり、所定出勤時刻10時から実際の出勤時刻は21時23分であった。翌19日所定退出時刻11時02分より早い7時25分に退出している。21時23分～7時25分及び7時25分～11時02分までの勤務処理は何か明らかにすること。
19. 就業規則第78条の4項において自然災害等における、交通遮断の場合障害休暇が認められるが、乗務員勤務制度での退出時の勤務処理を明らかにすること。また、帰宅時の交通手段が正常な場合と遮断の場合の勤務処理の違いを明らかにすること。
20. 公共交通機関の計画運休による出勤時・退出時の勤務認証を明らかにすること。
21. 公共交通機関の計画運休による退出指示の有無の判断は、どこが行うのか明らかにすること。
22. 公共交通機関の計画運休による出勤時・退出時の勤務認証は、職場あるいは職種毎に違いがあるのか明らかにすること。
23. 公共交通機関の計画運休による退出指示があった場合の勤務認証を明らかにすること。退出指示があった場合でも障害休暇と見なし、所定退出時刻までを労働時間としてカウントすること。

以上